837
4
29

国立国会図書館　タイトル『馭戎慨言 2巻』 請求記号 837-29

ガラス使用

本居大人著

馭戎慨言

四冊

製本所　伊勢安濃津
陽華堂

837-29

曹山文庫

根岸信鞆氏寄贈

馭戎慨言序

天地乃中ふ八百國ふ國とぶ。吾皇
御國ぞよろづの国ぶのおや国ぶ。
あづしまぶ。ふ皆。志川國乃いやしぶ。
生ぶ。ふ八皇御國ふ。ひ。ひ。天津神
代乃いふ。ふ。ぶ。ふ。ぶ。ふ。掛まくもあやにかしこし。
天照大御神ぶ。御孫命の食國ぶ。事依

宮ゑの〳〵ふ。天津日嗣にて。地のもゝやそもふ
ぢくわ坐く。神ながら。安國とうもひくまくに。
免ぶ。ゆまりに。あやふふる紀清ぶみて。ものゝ
〳〵に戎夷（カウミシ）の国〳〵。ものひふあべる
かふまでに。ひまびぞかに。ぢあるに。三ツ栗の中
つ代より。ものゝ国（ニギビ）より乃。世まをつぶりて。
おもも枕ふる紀〳〵かき。そのかゝ婦（ユト）に。ものきに。

まゝ〳〵ぬなくに。ものゝ紀いや〳〵。戎（カラ）國に
もゝそのまなに。ものゝ紀ふあるに。ものゝ
いの形ふ福津日（ヒ）にまゝおとぞ〳〵やゝ〳〵ものかゝ
ふ乃中に。ものゝしぶとも。ものゝくとふ国強〳〵も。
ものゝ佛ものゝ。ものみあ〳〵まで。そ八ものひを
かふへなりて。ものより。丹生の川。ものゝ
形〳〵。そのものゝ國籍（クニブミ）。ものゝ髮のものゝ

世の人乃國の位を異ひあやまつひえいもぞ
ばんぐ我もちまつ所をたゞ海の底なるびを
あ〜がきのまぐらかき戎(カラ)て。古へより皇國(ミクニ)に用
ふることも。甚もつて所をよりて。学ぶ書もこそ
を稽古乃ふるこゝろ有れば。あれづのこゝに
を國人の心得ふ古へなるひて。皇國(ミ)人乃異ふ
よ〜紀をとひく。より所きその加ら國をゝみぐ

アこに乃ゆ〜〜ひ。皇國人乃ほ〜ふ事ゝ紀得を
つゞひく。より所きその戎(カラ)所事をゝぐりに
あゞまつ乃なくひとゝもあれ乃ふ。そもく
加の國ゝこゝ得ゝ所ゝなくば。皇(ミ)國人ゝ。
もつて所事をゝ。ゝ所ゝ人乃。他國(アダシクニ)の事我と
ゝゞくふいくむこゝそくなるにゝまゝゝゞは。
を稽古乃の書ぶりつこゝ得ゝ所事ゝ得ゝ得ゝその

異人の詞ぞといふべき歟。そもそも我大和國人
しも。その詞はあくなくひろく昔よりむつびれ
ば乃書詞（フミコトバ）ばかりもいとゞ伝のこれるうち
詞ふるもかたのやしまを。大唐より中華よりおこりひ
ろめし。そ始き王をゝ者。天子より皇帝よりなど
いひのゝしるばかりもたゝるもいとゞ
うるはしくなりまさるばかりをもゝやまと

異ひなれるばかりにてあらがやく
べき。あや國本川市國乃光をゝりてゝいやしれ
ま川ゝるふるあかはまて。世ふあゝはまびるもま
ばかりまどかゝることのかたるとをゝ記よ人ま
のぎわれ者ゝいぐはせむ。儒（ズ）者などはかる問（ナイト）れ
詞乃ゝ知ゝんれどゝ。ま人ゝもあゝばめる歟。
此光をかぎむ詞とは。ふゝひもかけどそ。ばかに

国立国会図書館　タイトル『馭戎慨言 2巻』 請求記号 837-29
ガラス使用

うづうづおろひきうもとうたうんぞのうたく
もいうれふきぐつびのぞうんぐそやさうひえとう
ゐとの國なうむうも已ぐ國をわきてあぐう國戎
きうとまもも已ぐ君うへぞなうぐそぞうゑ君に
へたうひつうへ已ぐ新をとうそぞ人乃新をいつうむぐ
ぐうぞうたうをあうぐきゑうへぞうを居
大へぞうぐうきのぞうたうのきうぐうゑぞういき

どうりゐをとううぞ。ぞうゐなうぞ。ぞうゐをとゑいうへ
乃清代よりとぞ。ぞうたうぞ。ぞうゑ文禄芸文も
のうう。豊臣太閤のいとみき沸稜威をかぐやし
ゑ了りしゐゐまぞ。ぞうとかうことのうたぞうと
みうう事ども。ゑと書ども。ひやいとひ
詞たのうたあうぞ。又うゑとうう婦ども。
みぐうぐとううぐとのうゐかうぐうぞ。あうぐうう。

国立国会図書館　タイトル『馭戎慨言 2巻』 請求記号 837-29
ガラス使用

はぐくみふあげつゝひ。山茂の松乃。祢もろ
ぐふるあ宮。かゝ(式)ゝ(駅)ゝ(概)
ざゝ(言)ゝ。ゝばけふる。書よ。ゝ駅戎ゝあ。
ゝ。ゝゝゝゝ。ゝ。ゝ。神直大亜日乃
神乃光。ゝあゝゝひゝ。雄ゝゝゝ。
ゝゝゝゝ。ゝ。世中の。ゝ
ゝゝゝゝ。此ゝゝゝゝ。

ゝもゝふ。ゝゝゝゝ。此
大人。ゝ。ゝの道のおゝゝ。
親乃ゝゝ。ゝゝゝ。ゝ。
ゝゝゝゝ。ゝゝゝゝ。
ゝゝ。ゝゝゝ。ゝゝ。
ゝゝ。ゝゝゝゝ。ゝ。
なゝゝゝ。ゝゝゝ。
ゝゝゝゝ。ゝゝゝ。

国立国会図書館　タイトル『馭戎慨言 2巻』 請求記号 837-29
ガラス使用

いとまなく。後のちの豊國の道ひろめ。
吹出乃之濱八幡古表社の神主。從五位下
上野介藤原朝臣重名

伊勢人　白子昌平書

駁戎慨言序

臨中寓駁百戎者。
天皇之事也。本居先生。以
布衣之身。慨而言之。可乎。
吾將解之。以仲尼之言。曰。

国立国会図書館　タイトル『駁戎慨言 2巻』 請求記号 837-29
ガラス使用

知我者。其唯春秋乎。罪我者。其唯春秋乎。春秋尊内。而貶外。仲尼曰。必也正名乎。世之學孔氏者。無不聞此。問服其義。則蔑如也。彼

襲其迹。而不尋其意。耳目漸漬詩書。而忘身之安在也。夫跖犬吠丘。儻猶爲德。堯狗戀桀。何其謬也。劉安有言曰。越人學遠射。參天

国立国会図書館　タイトル『馭戎慨言 2巻』 請求記号 837-29
ガラス使用

而發。適在五步。而不易其儀。其斯之謂歟。夫天位之高。不可及也。則大邦之尊。孰能匹焉。是義一立。而羣物咸定。是蓂一

不立。而衆弊隨生。蓋其湮没隱晦也。自中古已然。有識之士。能無慨乎。仲尼曰。天下有道。庶人不議。今天下道。有其質矣。文亦漸彰

国立国会図書館　タイトル『馭戎慨言 2巻』　請求記号 837-29
ガラス使用

矣。獨其鬱而未暢。雜而無
統。使志道脩辭者。紛然錯
謬。茫然迷乎主客本末。高
下之辨。是則學之未明。而
文之彰於下者。有未理也。夫

名之不正。言之不順。其究或
至於不君其君。而君他人。不
父其父。而父他人。如是則
君不君。臣不臣。父不父。子
不子也。可不懼歟。探本

国立国会図書館　タイトル『馭戎慨言 2巻』 請求記号 837-29
ガラス使用

顯隱。釐紊亂反諸正。用以
潤色鴻業。而冀人心之復
古。治平之彌久者。先生
之志已。又何難焉。余固嘗
曰。先生之道。異仲尼。而

其志有同也。是以引而序
之。至於事遠而旨近。考覈
之勤。討論之破的。則觀書
可睹焉。
寛政四年十二月

国立国会図書館　タイトル『馭戎慨言 2巻』 請求記号 837-29
ガラス使用

尾張鈴木朗謹撰

馭戎慨言上之巻上

伊勢國　本居宣長著

天日大御神の御子ぬ尊の所知食。此大御國ぬ。外國すらく

朝貢

のまゐりつかまつる事ぬ嫁をもがりわたすがごと

師木瑞籬宮御宇崇神天皇ぬ大御代の七年ぬ。

天皇ぬ大御夢ぬ。大物主大神のみさとしぬごとく。同き十一年

ぬ。ぐにびとぬ人ありて。まうきたりしうぱ。いづ

ものぬしとしたりまつる。今思ふ。ぬしとのぬうるぬ

まれぬごとのそのえぱちのくぬ。ぬしとりぬらるをこの

化帰君長

ぬうきもぬ。ぬ代ぬうまつりたまひて。

国立国会図書館　タイトル『馭戎慨言 2巻』 請求記号 837-29
ガラス使用

皇朝のみのりを奉ぜ朔ぬきん。そハまで行の汚れの汚
れをいとゝ。後ハ出雲につきて次第
に引きゆく代六十八年の秋。任那の国ハ倭に使まゐり
て。つぎ物を奉る。そハ筑紫をゝるまで二千餘里
北の方ふゝ國しるゝ。此国を。此ハ書ぐとふものゝ。後の世まで忘れ
まゝ。くゝ所ふまゐりしなといふ。
くて
師木玉垣宮に坐す仁天皇の二年。六年。びゝをとふ。
仕ひも絹ゝ。百疋を。

其王に賜ひけるゝき。同三年新羅國の王の子天日
槍まゐる。その後
息長帯姫尊。神功神の御教ゝ。ぶみ。新羅乃
国を伐むけふゝ。王やゝ大小船お
まへふまゐる。そゝ。ぐの。ちゝ。臣服
ひゝゝ。ゝ。八十艘のつぎを。例とふ。
ゝ。此ハ百濟のゝ。
まゐる。ゝ。
のゝ。ゝ。この三の韓の国。
皇朝のみのりにゝ。ぐ。ゝ。ゝ。ゝ

もまくまるがめし。さてそこもとをつかはしおきて
なんぞきふぐの事はらひをなひし。書紀に
日本府とあるこもとし物をとれ韓の国の。三國史記
東國通鑑みどふふそどふ。一云とふふとをかる
さびしして。あど皇国のまをばそぎふかのがふ等
みえれ国のわくいへるハ。古ふかくらやつことして。つく
まろうしこをきしくぐふ始こ。さまど中昔
までとこ。きしくく仕をさして。つぎ始をうし
と待ぐ。又りろこしの国乃隋書こりふふこふ。新羅
百濟皆以倭為大國多珍物。並敬仰之。恒通使往来

といひ。近き明の世の世法録とりふふ。国の事をこる
さるふこ。其属國有五十餘。新羅百濟莫非属國。といへ
ふふどをふてくこ。このふふこのまとあるぬいあるべき
こ。さて此三の韓国の中ふく。百濟こ。の
姫尊おはやまり。内官家國と定め侍ひく。皇国の内の海縣
ままとふくこ。殊こあつこ海恩をこをすひく。海代
くをるて。まやうふふくまろ来ふしを。新羅
どまあるこ。ぐしく。ごとこればこむこまるてあの
かこりれ国こあるこ入寇
をつひく

近江大津宮御宇天智天皇おはしまして。百濟は新羅高句麗の
賊いきどしほりがうまこと。言葉をも絶るおくがうじふ
うり。さて後
寧樂宮御宇聖武天皇の世なり。又言葉より出し渤海
といふ国より。使をさし。表をもてみつぎ貢りのをもて
てうしうく。延喜のしんぞくをもて絶ぞけるくまつりし
をそのの後程なく。高麗の王建といひしりの三韓のい
うりおさめをうばひとりて。又言葉いづる
んなのりのりしをを。
後小松天皇おはしまほりぐ。きほく李成桂といひし

をのこがうり立く。國の名をもと。朝鮮とうんわうしあ
り。其をもくじ。此新羅と琉球をぐくいとうし
あこふ。大ひなるみやつことよりぐくまつるべきを
ぬをもうし。次ふもろこしの紫のをふ
西おきなふ海中をもくて。こうをもと戎ぬをもと戎
とふ。ふ方をえみしとうぐく。西の方おりろ
くのおくをくべくふ名をうぐこのもろこしとふ
しふ。韓戎のうふ西南のうこぼきて。いと大さなる
で。胡の国天竺ぐいうてんぬをもと号づきる。一つの三洲
をもうう。東西の方おるんたるをもるぬのをもいべて

国立国会図書館　タイトル『馭戎慨言 2巻』 請求記号 837-29
ガラス使用

外國をなしひてて。ちへり定まてハかくて。ものの
ぬさ。ぬさほひつくがしこたりのぬかりあり。
後守多天皇おほ世のしろしめしてハ。その北の方の。蒙
古しくぶとりかしこものとしみつて。九十年ばかり
ありし。又ま後。
後光明天皇の御代正保おほん。その東ハかの韃靼といふ国の
者。唐をとしうら取て。百卅年ばかりの今ハ
ぶくのぬく常おやしぶかきぶ有し。ちをまて。定まる
国の名とおくて。その時君長をふかまるものをつぎま
ばいぐじ封ふもうまうしこまの名をとぶ。いるハ

あるまきをおどしたりり。ちを平ふむしし漢と
いひ唐といひしが。やく久しくあらしらるあふ。ちを
ぢほうびての後の世しもなか漢とも唐とといふ。
さまでハ皇國ふてとかくことばもまた。今ハ此二つの名
をもじく。やがてその唐の字を。りかうしをかく
せまりり。がくてこをき。古周といひし代かどふ。王と
おのりしに。
黒田廬戸宮御宇孝霊天皇おほ世よりあるりて。秦始皇といひ
し王。周をうばりしをこうくより。あるしめ
て皇帝といふ。此時ふ第ッのさだめをとりこうの始

国立国会図書館　タイトル『馭戎慨言 2巻』 請求記号 837-29
ガラス使用

つるをゝかくハ今ゝ和らまでとりらふるゝ丈きほ
のすゝりしゝかく君をほろがしてゝそのほをうゞふ
がつゝかるゝ和らゝいましへすり。下(シモ)みるゝのハ上の紙(カミ)を
うゞひくくうんとし。上(カミ)みるゝのハ人ゝうゝもゞ
とゝまるゝ。上(カミ)と下(シモ)とをくゝのんやゝうゞんゝ
うゝうゝさ思ひゝうゝだゝとゝをゝうゝまゝうゝ。ゝのゝ
まゝいゝとゝくゝみゝて。ゝゞいつゝうゝがゝうゝめゝゝ
かゝう。ゝとゝくゝ元の字をうゞふふつゝくゝハゝのゝゝ
しゝさ罪をまゞゝうゝんゞうゝあゝうゝひゝを天ゝより
授(サヅケ)るふゞゝゝゝいつゝうゝどゝをゝうゝゞくゝうゝまゝへゝ文

辞

ゝゝをゝうゝしくゝゞうゝく。民をあゞむゝさ。丈ゝうゞづ
のゝゞあをくゝしくゝして。ゝあゝふゝれゝゝふゝゝゝゝか
ど。ゝゞくゝうゝゞへゝゝと元ゝでゝくゝゝゝゝど。ゝゝのゝんゝん
ゝうゝくゝきゝゝがゝゝゝゝ

きをば夷狄みどおもしめあるべして。天地のわひぶ
ふしぬるとのおさがぶ。みづからふかごろ高ぬりをり。
うとうるおうのをきのかのぶ長ぶるとうしごとあるを。ふ
きびひおびてうるうしのの玉王ごとハ。そのさぶうとう
をく。天子とあぶぐ。中國とあぶぐ。そうハたへすり
今しまで。ぬとくのうしきふしをく。滅ふさる
くぬとこびのうしきふしをく。滅ふさる
べさとりとの。ふくうん信じをるうりをり。さ
でふりうしのうしもぬ。ふ
息長帶姫尊（オキナガタラシヒメノミコト）の時ぬより。韓（カラ）のうしごとと同じうして。戎

大海（オホミ）國へ貢（みつぎ）ぬをりて。まろひま服（ひまの）べるをし
ぬるをを。ふにさバうおごりぬぶうをる王
をりしうびや。うをぬぬをて。代くをを
ををし。
小治田宮（ヲハリダノミヤニ）御宇（アメノシタシロシメシ）推古（スイコ）天皇（スメラミコト）の代（ミツカヒ）
代（ミツカヒ）をりしをる。十五年秋七月戊申朔庚戌大礼（オホ）
小野臣妹子遣（ヲ）於大唐（ニ）以（テ）鞍作福利（フリ）為（ス）通事（ト）と書紀
ふるしうる。ををし。ををくうをる玉をりぬまぶ使を
奉遣
をまぶををぬ。うをぬ。うをぬをる
皇朝（スメラミカド）をりぬくうをくを大海使（オホミツカヒ）ををるうをぬぬ。ふ

国立国会図書館　タイトル『馭戎慨言 2巻』 請求記号 837-29
ガラス使用

[illegible]ものなり。扶桑畧紀ニ曰ク。代ノ帝王ノ
所ル。太子奏曰。臣之先身修行漢土所持之經。今在
衡山。望遣使將來。比校所誤。之奏。又[illegible]
[illegible]階書ニ曰ク。此方[illegible]代[illegible]聞
海西菩薩天子重興佛法故遣使朝拜[illegible]
聖德皇太子。大ニ改[illegible]
[illegible]代[illegible]
[illegible]代[illegible]
[illegible]韓[illegible]人[illegible]
[illegible]

[illegible]又[illegible]書[illegible]
[illegible]
[illegible]

めかのりをと。ふれかの書きたる。まづ前漢書の地理志に。樂浪海中に有り倭人。分て為百餘國。以て歲時を来獻見云といひ。次に後漢書に。倭凡百餘國。自武帝滅朝鮮。使譯通於漢者。三十許國。國皆稱王。世々傳統。其大倭王。居邪馬臺國云々。光武中元二年。倭奴國奉貢朝賀。使人自稱大夫。倭國之極南界也。光武賜以印綬。安帝永初元年。倭國王帥升等。獻生口百六十人。願請見といひ。次に魏志に。倭人舊百餘國。漢時有朝見者。今使譯所通三十國。などいへるふりて。後のもの書どもみもうる。漢の世もりあつひ塩あらもの

といひ。又皇国もそもそもうる。漢にもろもろきんとの交あるくいさつうるごふ人とをしかけるくく考るに。そのころ皇化おりもきのいまだ天の下にわまるこざりしに。いとくうるおらりの国造別稲玉かどやうの。一ツ一郷をうしなひきん人をかどの。ろくくふるの国へ通交うりし、まゐどハ。おのつうるもやうに市人。そもそもうるおうるがハしきをほして

朝ふり。大使仗かどにうつりてさうにかし。

きゆゑハ。まづうの漢の武帝が朝鮮をうるがしと

ふ。

春日率河宮（ナスガノイザカハノミヤニ）伊弉諾（アメノミナギサ）開化（スメラミコト）天皇の伊代（イヨ）をばいまだ三韓のかぶ。

わるくなびきごろしにたるに、なほ多ふ。まして

てるふねのるりわらしれたのあるをばいうぞ志

ろしめしく。伊代ハ伊ちのいりをべき。をとりるる後。

筑紫檀日宮（ツクシノカシヒノミヤニ）伊弉諾（アメノミナギサ）仲哀（スメラミコト）天皇おほ世。新羅（シラギ）のたをうち給へ

と。神乃侍教（カミノヲシヘ）のあらしに叶ぬる。

天皇ことごとしまして。高き岳（タカ）のぼりて。ふる大海原（オホウナバラ）

をみはるかしてうたし。まふたをうたしぐりしたる。

神おそれふるへうんとおもはれし。次に

息長帯姫（オキナガタラシヒメノミコト）皇后。神乃侍教（カミノヲシヘ）をうけ給へ。その新羅（シラギ）

ふたとむきをなんとすしに叶をまづ高麗（コマ）の内乃烏磨

呂といふりしのをあれ海をつりして。玉ひるや

そをうをひしふ。ふしぎとしてうるあり。又

と磯廉（シレ）のあり名草といふりををしてうををの

ふ。日をへくつりあり。西小のうくくま

ぬるふ。ぬのうをうるハ。玉ひるしやとたれそもく

神代にしてやく。

須佐之男尊（スサノヲノミコト）の新殿（シラギ）の玉て天ぐりましあるは

ハうをふをとる。ぬぐそのをのこ伊（ヲノ）りて。いまだ滅ふ

そ国のかうやをしやそ。そぐうすきる人をおりきんゆるふ。ゆゆ学りぶ云ても。稜がくおやくうりるも。さもげこまてりさ行ふ。のの任那(ミマナ)の出人の多りしと。いづくふわる出とと。其のくいまぐさぐうあるざ子きんとをるべく。まして天ぐりの兵。ちひゆるべし。さくうあ漢書後漢書の言をよく考るし。百伯出といひ。國皆称(スル)王といつる。出くの出造(クニノミヤツコ)まい別稲(ワケイナキ)金をのごとがつの。おのくを百くをうし。をさのてりしを。王といいつるこ。らべてうぶる。漢籍。も。たきるちひさんをいうべ。一国(ヒトクニ)一王(ヒトシテ)一法しまん。うし

うるく。独ぐちうるとぐ。うるとの王といつる。韓の出のうちもくと。新羅百伯ある藩などのかあも。およ王らを王とそ。とおりうしもくもちるべく。界代下うし川。魏志の河も。伊都(イト)國世有(ヨ)王。皆統属(スル)女王國とへる。伊都(イト)出も。筑紫(ツクシ)おの出の怡土(イト)郡をいひ。世有(ヨ)天皇王とい。仲哀紀ふんくうる。筑紫の伊覩縣(イトノアガタノアヒ)主るべるもば。うもるうとぐらをと。王といひしうもし。近き證世のしぐもふ。今於嶋津氏をと。薩摩王といひ。天ぐ毛利氏を安藝王。大友氏を豊後王といへるくひをとらるべし。そもくう大神(オホミノカミ)よ。神代より今に

国立国会図書館　タイトル『馭戎慨言 2巻』 請求記号 837-29
ガラス使用

ふること。

天皇はあまたあり。王とする例書。さてよみたるを。

三十許國。ゴト皆称王トいへるハ。まことふれる上ハあらで。

次に大倭王といへるハ。まさしく

天皇をさして申せるハあらず。かまびすものゝ通ふと

ゝもしハ。

スメラミカド

皇朝の御代にあらざりしことハいちぢるき也や。

魏志ハ。舊モト百餘國漢時ニ有朝見サレ者といへること。百餘

ハの王どもの中に。朝見するがゝとふ類あ

ることを。次ハ後漢ハ光武ガ所ニ。倭奴國奉貢スといへ

るハ。倭奴國ハいづくとのハをいへるかさだかならねど。こゝ

も凡百餘ハといへる中ハ一つにて。倭國之極南界也と

あるハいつくのものゝ邊つ国ゝかゝるべし。ハる

を此後漢ハ倭といひ。唐書ハとゝ。日本

古へ倭奴也といへるハいかゞや。そもそモトの初をまくと

ゝ見まくぞ。ものゝ人をかかるまゝを倭奴をもく

倭とハ云ふゝ人ハをうしなりて。ハ

倭國之極南界也とあるを。倭とハの極南界也と

しゝ洲コメるハいかゝ。さるつゝあるを奴國ハ

らんやと。次に安帝永初元年云々といへること。おなじく王と稱すといへる。中れ王ごとし。帥升等といへる等の字もて紀べし。らもと杜佑が通典にハ永初元年。倭面土地王師升等獻生口といへり。面土地の三字いりいつるなるべし。のちひされ国の王のりたてとせり。又面土地と王師升とのしるしにまかりしに二人の名のごとくせのさまを。又隋書北史などにハ。安帝が所にまかりつるなり。仕をとと。倭奴國のといへり。次にまた後漢書に。桓霊間。倭國大乱。更相攻伐。歴年無主。有一女子。名曰卑

弥呼。年長不嫁。事鬼神道。能以妖惑衆。於是共立為王。云々といへる。桓霊間とハいふれ国後漢の桓帝霊帝がせをいへるなり。いまいふ時を多くつるなり。有一女子云々

息長帯姫尊おなじ書を。三韓みなどもいふ。元ゆ。ともまでつるふ仕人神代紀に。火之戸幡姫児千々姫命。また萬幡姫児玉依姫命などいわる姫児小同じ。姫を比弥といへる例を。古き文に見えたり。さてバこハ国人の作なるくせもて。韓人などの作へしを。作名とん

以〻多〻〻。以妖惑衆。おどいつる。戎人オホミ
國の神のたとへ。〻〻ざ〻が方〻〻〻

遣使将送詣京都。其年十二月。詔書報倭女王。曰
始元年。太守弓遵。遣建中校尉梯儁等。奉詔書印綬。
詣倭國。拜假倭王。倭王因使上表。答謝恩詔。其四
年。倭王復遣使大夫伊聲耆掖邪狗等八人。上献。
其八年。太守王頎到官。倭女王卑弥呼。與狗奴國男
王卑弥弓呼。素不和。遣倭載斯烏越等。詣郡。說相攻
擊狀。遣塞曹掾史張政等。因齎詔書黄幢。拜假難升
米。為檄告喻之。卑弥呼以死。更立男王。國中不服。
更相誅殺。復立卑弥呼宗女壹與。壹与史梁書杜佑通典皆作臺年
十三為王。國中遂定。政等以檄告喻壹與。壹與遣倭

大夫率善中郎將掖邪狗等二十人。送政等還。因詣
臺献上。いくつ。景初二年。始ぱそとしうあ魏の年
号。まこと。
姫尊
ひめみこと
しうとうとうと

のおしをあらせらハ。これしこの伏れ大和(ヤマト)の京へまのるそ。
経へてきらるの船をいつるぬくふ宇ゆめもど。よくえんまバ。
まとハ大和(オホヤマト)の京へ行ハ。いふとしてくる。まづ對馬(ツシマ)一イ
支未盧伊都(キニツライト)まぐハ。ちらせるぬくくて。ものぐるとこ次
王陣 奴國不弥國投馬國などいつるハ。漢呉書ハさしおも
いらず。今ハ省とりくいうてくと。大和へのるしハ。
邪馬臺 さる所の名をあらるとすし。又不弥ゆより女王の都ま
で。百をさしてあるさうにいつるもこのかぐど。大
和ハ北くしよりハちぐくを東をさしてる所ちを
あと。まさ自(リ)女王國以北といつるとものぐり。以西とと

そいふ所名。こづくまくんふ。北南と西東くを
うれまふまぐきくしかうとをや。又投馬ゆより女王
の都まぐ。水行十日陸行一月といつる。あり十日ハさと
きりめぐし。陸行一月ハいとんはど。月乃字ハ日ゆ誤
るべし。さく一日くしてハ。いづこの海をまるる。大
和の京へまりぐく。又一月をんまハ。山陽及のかう
られぐまり。陸路(クヌカヂ)をのぐりしとをんぐまるとべく
とあるぐ。古へ百のゆまりやまとへのぐるハちぐく難(ナニ)
波乃はまでハ。船よりあるるぐ。空まるとかつるかく
うまくるぐる事をのあるハ大和の京ふあるぐるし

国立国会図書館 タイトル『馭戎慨言 2巻』 請求記号 837-29
ガラス使用

ゑ。ゑ。ゑ。

明宮伊弉諾神天皇おわしまし、示を。宇添とおづけ
給ふ。そもそもなべし。投る玉ハ。そもそも南
水行二十日といふつくしの国あり。日向児湯郡
る。都萬神社なり。續日本後紀三代實録延喜式など
にしるせり。はつかしくもあるかな。
はるかなる。ハわるぬ玉をいひて。を名をのみ。
斯馬國鬼國為吾國などりつがるを。志摩國紀の國伊
賀國なり。大和のくにの玉とおもふ人ありとぞ。よく
思べし。斯馬ハ筑紫玉志摩郡。或ハ大隅國贈唹郡の志摩
なるべし。鬼國ハ肥前國基肄郡し。為吾ハ筑後玉

生葉郡あり。はるばるとうるはしくしるし。
その外姐奴玉ハ。伊豫玉用表郡の田舟なり。射蘇玉を土
佐をいふ。邪馬玉ハ。そもおもひ毛郡の山玉あり。又景行
紀ハ女縣といふもとえり。烏奴玉ハ。肥後玉玄敷郡
字努なり。又大隅といふ。の玉にて
こんこんとして。さて後漢書ハ。魏志ハ。
姫尊の御事をかたる中に。自為王以来。少有見者。以婢
千人自侍。唯有男子一人。給飲食傳辞出入とかたる。
はるぬことなり。今ハ。
はるかなるものおのまとまとハ男なり。女王ハ。

国立国会図書館　タイトル『馭戎慨言 2巻』 請求記号 837-29
ガラス使用

が有り。又は魏の使よりなどは肯向見ふえあるまで。帳(トバリ)おろたるを隔て。相見ることなく。ものいふこと。女王れをきくに人をして言ふしむ。此人三十ばかりの男子。ただ一人。女王に侍して。宮室に住む。楼観城柵厳に設け。常に人ありて。兵を持して守衛す。女王国に都す。上表といふことばいまだ分明ならず。倭王因使いまだ漢語を学ばざるなり。さればことばを使ひ使ものをいつわりて作りて。王に奉ぜるか。又みづから王と号せるか。又倭王因使そつくいてるふるまふんうし。また卑弥呼以死スえ。立ツ卑弥呼宗女壹與年十三為王トいふ。

皇朝(スメラミカド)よりことあさ来ことば。先ものの紫のものくうへ。ものく。は張政といひし者のきたるをうけ。死の使をうけしものこと。泯死ものくるか。又きたる。卑弥呼崩(カムアガリ)ましく。その宗女壹女(トヨ)と申すものくに。此方も十三ばかりの女童(メワラハ)を。王に立つ。ものくに。天皇(スメラミコト)ものくべし。ものくはあれ。此方の名のうくましくにまりくに。此方とも女王は作りしかりきそ。のし。此世をの法改まりしたれ乃

国立国会図書館　タイトル『馭戎慨言 2巻』 請求記号 837-29
ガラス使用

明宮(アキラノミヤニアタリシタシロシメシ)神天皇(スメラミコト)乃時代を。仰ぎ奉りて。女王こ
ぞいひきさきまし。ゐ[illegible]ぐくきとしあ
ゞりしを。そもしく左王の人の。
ゐ[illegible]と。
天皇(スメラミコト)といつかうしまつりけ。ゐ[illegible]とうきたりと。
師木(キノ)水垣宮(ミヤ)御宇(アメノシタシロシメシ)崇(スメラミコト)神天皇の時世ふ。意富加羅(オホカラ)國乃王の子。
都怒我阿羅斯等(ツヌガアラシト)やいひしを。長門國に
つきしに。そこかゐ伊都(イツ)の都に此古(ヒコ)といふ人。彩ぞけ
ゐの王ゐ。我をおきく又王ハゐしとゐりしを。
又後にしハ。

師木(シキノ)水垣宮(ミヤ)御宇(アメノシタシロシメシ)欽(スメラミコト)明天皇の時代三十一年に。高麗(コマ)ゐりまゐ
りし仕乃。漂(ヒヨウ)ぞしく越(コシ)ゐ[illegible]をその由を敢(アガタヅカサ)ゐ
りしに人の。ゐと天皇しまつりく。その時調(ミツギモノ)をよこまに
ゐりまつりを。
皇朝(スメラミカド)ハ。ゐりまつりをゐ。かゐより[illegible]せ
ゐ[illegible]ゐ。ゐきふ蕃國(ミヤツコグニ)の
ゐ事をゐく。そのゐ[illegible]
仕をきしぐくあざひくゐりめいまつりハ。ゐ[illegible]
ゐと上つ代ハ。いまざおかやゐ[illegible]言(ミこと)
ゐとゐ[illegible]ハ。私ゐいつかうまつりを。ゐ[illegible]
ゐまおかうゐきんと。ゐひやゐぐし。ひぎゐ近くゐ

国立国会図書館　タイトル『馭戎慨言 2巻』　請求記号 837-29
ガラス使用

のちもしこれをとゝ。ものしよくあるとめぐき学よ
かゆてもゝ。ものれぬの大社が。征西将軍宮をまゝとの天
皇とんがく。いと移んぶろうとろよいしまりし
をとゝ。ものしあハをべし。その年ハトつ生ふ
しまばいるれ

息長帯姫尊（オキナガタラシヒメノミコト）の御代のなど。魏國とゆさるもしを。こゝか
いゝるをゝをて。

皇朝（ヘメラミカド）ハさゝにちゝしゝめをゝつゝこゝをまゝで。ものゝ紀よ
ゝを紀ゝとゝるをゝこゝとゝ。移ゝを書紀の今年
ゝ。三十九年魏志云云。四十年魏志云云。四十三年

魏志云云とあゝハ。後の人の魏志をゝゝて。その詞（コトバ）を。
ゝゝゝゝゝゝいもおきゝを。又後ゝゝつゝ人のあや
まちて正しゝく本文のごゝ紀をゝしゝるゝ
ゝゝのゝゝの文ゝゝゝゝゝゝ

四代くのくにぐにめされ年の所しのこそをるせる
例なり。こゝにふ。ふ伝なし始てやうそは
十三年のこゝ川ふ。清本一向无之とうきるハ。三十九
年云ゝ四十年云くをとあハせくぞくのしと
こゝやう又ハ十三年のこをいてるやいげきこまさが
ゝしきかるとハさしし。次ゝ晋書ふ宣帝之
子公孫氏也。其女王遣使。至帶方朝見其後貢聘不
絶。及文帝作相。又數至といつるハ。ふ魏乃時の事し。
次ゝ。泰始初遣使重譯入貢といつる。泰始ハ。晋乃武
帝が年号にて。その元年ハ。

息長帶姫尊の六十五年にあたりてふ入貢といつるも。
もこれのあやまりとおもふべし。書紀の今ハ不ル。
六十六年。是年晋武帝泰始二年云ゝとゝ。
ふわぎ川らへるぐ〳〵しし。次ゝ
難波高津宮御宇仁德天皇の時五十八年ふ。呉國ゟ幕ふ
並朝貢。と書紀ふ云ふ。呉ふの朝貢ハ。
ぐ〳〵。なか呉ふのハ。ハ。ハ。ハ。ハ。次ゝ
長谷朝倉宮御宇雄略天皇の時廿八年ゟ。身狹村主青と檜隈民使博德とを。呉國ゟ遣し。同十年ゟ。
ゟ。又同ハ廿二年ゟ。と。二人を呉ふ遣しを。同ナ

四年に呉国使を遣はす。武烈呉国より
献る。手末才伎漢織呉織及衣縫呉媛弟媛等を将
て来る。書紀に云ふ。雄略天皇の代に
の代に。二十七年に。阿知使主都加使主を呉国に
遣はして。縫工女を求ふ。時に高麗に渡る。麗
人を導者として。呉国に至る。呉王工女兄媛
弟媛呉織穴織四人女を与へて。日本に十一年に
帰る。其年百済国より
其の一つ来る。是ハ武烈倉宮の
傳説にして。実ハ明宮の
時なり。其年百済より
記伝。

世三の世に委く辨へたり。さて朝倉宮の時に
八年と十二年と。二度遣はしたりとあるは。是ハ
時なりしが。まことに
あらざるべし。南朝北朝なり。二つに分れたる
ほどに。その頃呉と云ふ国ありしとぞ。三韓
のありしなり。ちやくしまつ
南北を。あり呉といひしも。これ呉の地なりしぞ
しかくて。欽明の八年に。百済ハ宋といひし代
なり。世祖孝武帝が大明八年といふ。あるに十二年
ハ。明帝が泰始四年といふ。あるを。かのかの

国立国会図書館　タイトル『馭戎慨言 2巻』 請求記号 837-29
ガラス使用

宋書まゝ南史に。高祖永初二年。詔曰。倭讃萬里修貢。太祖元嘉二年。讃又遣司馬曹達奉表献方物。讃死。弟珍立。遣使貢獻。自称使持節都督倭百濟新羅任那秦韓慕韓六國諸軍事。安東大將軍倭國王。表求除正。詔除安東將軍倭國王。二十年。倭國王濟遣使奉献。復以為安東將軍倭國王。二十八年。加使持節都督。倭新羅任那加羅秦韓慕韓六國諸軍事。濟死。世子興遣使貢献。世祖大明六年。詔曰。倭王世子興。宜授爵號。可安東將軍倭國王。興死。弟武立。自称使持節都督。倭百濟新羅任那加羅秦韓慕

韓七國諸軍事。安東大將軍倭國王。順帝昇明二年遣使上表曰。臣雖下愚。忝亂先緒。驅率所統。帰崇天極。道逕百濟。装治船舫。而句麗無道。圖欲見吞。掠邊隷。虔劉不已。每到稽滯。以失良風。雖曰進路。或通或不。臣亡考濟。實忿寇讎。壅塞天路。控弦百萬。義聲感激。今欲練甲治兵。申父兄之志。詔除武使持節都督。倭新羅任那加羅秦韓慕韓六國諸軍事安東大將軍倭王といふ。この世永初二年。まゝ太平元年八年といふ。

遠飛鳥宮御宇天皇（トホツアスカノミヤニアメノシタシロシメシスメラミコト）恭天皇（允恭）の代のことを。武帝。倭讃梁書

国立国会図書館　タイトル『馭戎慨言 2巻』　請求記号 837-29
ガラス使用

作賛といひ。讃死弟珍梁書作彌立といひ。また倭國王濟南史
或作綏濟といふ。三代なり。次世祖大明六年。順
帝昇明二年といへり。また朝倉宮に坐す。
此天皇。倭王世子興ともいひ。興死弟武立といひて。二
代なりとあり。又世ありしかの代くの
天皇に。讃珍濟興武などよりしかの名あるとあり。但し
なほ考るべきなり。

磐余若櫻宮に坐す　履中天皇。此次ぎの弟
多治比柴垣宮に坐す　反正天皇。それ次ぎ
遠飛鳥宮に坐す　允恭天皇。その次ぎ子

石上穴穂宮に坐す　安康天皇。その次ぎ弟
長谷朝倉宮に坐す　雄略天皇とは世あらしし次ぎ
てあるべし。松下氏説の
天皇とうちのはかくをおのくに讃などいへる名
せしにて多くとどまるにぞいさうと
似つかねどもひどし。但しかしがくに。此世くく
ものはかくとは。假にかりにくく作るべく韓人
などの名をとりにかりるまぎれきたれあれば又
その代とがしらにあるせる年とやいふべしと。

国立国会図書館　タイトル『馭戎慨言 2巻』　請求記号 837-29
ガラス使用

きてさるゆゑにおかうまとバ。さゐむべきふあるゝ法。
拙ハあるもどもを充為、実しり応徳えまでの代々
し。のちうゝ侍仕けるくしてむづびかひし
といふこと。さゝふ

皇朝ハ初よハ赤ゝしめぐ子し半ませて。れ出のたうき爵號
みどうを活ひしゝうゝみどもあるせるハ。まゝしてうき
じをみく。うをくとあゝまじゝさゝざしをべて
うゝハぞのうゝ韓の戎国へまうのく。ち出くの改居
こつをゝ。日本府の卿みどの。ちくれあるぞよおん
をりし。さゝハそのあゝかひ。韓の出こみぞいまてく。

皇朝ふそむきまゝしゝそのみどもとをしゝかた。れ卿さ
ちゝをくしふ

天皇の代といひみしく。ゝろくしの王とおとうよハし。
爵號
ぬみどおゝうく。ゝにそのつゝと文おどとし
て。隣の大きゝる出のいきかひをうゝく。さる者せ
威
をまゝろくちぶんとそのゝくりゝとおどしてありを
んもちうじく。又朝倉宮の代安の七年ふ。古倭上道
宰
田狭を。任那の出のみとしりてけゝし
ゝゝゝ。ゝゝうく叶田狭。新羅とむとゝ子
ありて。

国立国会図書館　タイトル『馭戎慨言 2巻』 請求記号 837-29
ガラス使用

皇胤をたもちきりし事あり。又四き九年に。新羅
の出れをむかるを。伝とむきて。つかはしし。将軍（イクサノキミ）
をもつて。くにぐにをいきほひをわたしし
ことをもつて。

近飛鳥宮御宇（チカツアスカノミヤニアメシタシロシメシ）宗顕天皇（スメラギコト）の代に。紀生磐宿禰（キノオヒイハノスクネ）。任那（ミマナ）の出
よりして。高麗とむつび。通三韓の王をあつんとして。
ひろく神聖をかのりしに。事をもつて。ふたぐ
ひ。おかす。（サキ）をもつて。後をもつて。きん。ほとばしる人。のあの
ぐいきをひをやうさんがるめ。いつてうぐふそと
をきんし。ふしばそ。倭百濟新羅任那秦韓慕韓

六國諸軍事をぐみけり。また。つかさを賜はん
ことをひとりきをえ。また昇明二年遣使上表といひ
て。のやまこる国をこえて。さいふのこころのつかさ人（ミクニビト）の
をもふ。文辞（フミコトバ）のさまとあり。韓國をもあひてう
て。その出人。令書（ミことのり）をもし。句麗無道ゝとい
て。高麗をいこうしさまふいてをもんで。また新
羅とむつかふ。田狭（タサ）がおとうざしやうきん。
あ代のをもをうづめて。七年に田狭が妻をて。
その又れとし。新羅の出を。
皇胤をおそれきりく。高麗とむつぶむとやうしをを。高麗

いつてうをゞしく。新羅とまさしくするまれして。
きとハたゝかをらんとして。軍を出し給ひ。
新羅王仁那王ふるゝして。日本府の元帥ちかを
くひをこひ給ふ。任那王やゞて。日本府の膳臣斑
鳩吉備臣小梨難波吉士赤目子おゞをたゝめて。新
羅をたくハせ。高麗とゝもうひし事をゝびさ
新羅を。
皇朝ふるゝ心ゝ國ゝを。日本府元帥どもけ。ゝくと
きをたくひしハ。ゝるゝれ田狹がゞゞゝゝゝ
し。高麗をゞ。ゝかゝさゝして。我ひしゝゝる

かゝゝいさゝゝゝさゝゝいひるせゝゝ。そゝゝ
ひけゝ。高麗を
皇朝へのやゝゝゝしゝゝ。新羅ぞかゝゝにのやゝ
ゝゝしゝゝば。
天皇はみゝしゝゝふいでまさんとおもはしゝふ紀さ
ゝど神のいゝゝゝふゝゝゝ

之表。阻高麗之貢。呑百濟之城。況復朝聘既闕。貢職
莫修。狼子野心。飽飛飢附。以汝四卿。拜為大將。宜以
王師。薄伐天罰。襲行。とは紀にあり。扨ふみ宋書に
のせしる書のおもむきは。こゝにてこゝにうるはしく
あり書の。

皇統の大れんりゝ。ゆるぎなしこゝはいちぢるきおをや。
此年は。はるか昇明二年より八年五六年おほあきまで。
ちべくたのことしとかしことをるせる年はあはざるを
りしはいとおかしとはまりしくはなどのこゝぢおう
ゆる。但しゆゑきは世廿年。高麗王軍をおこしく。

百濟をせめしふまりて。同廿三年。筑紫の安致臣馬
飼臣ら。船師をあく。高麗をうちしこうこうる。
とうあり昇明二年まりまで。此時の事ゆゑ
もどし。此時とこの葉ぞ。ゆゑ侍とがめ世のぞ
その同じ年ゆゑまき。伝新羅将軍吉備臣尾代ら
おどろて。ふがくは新羅を罪を責るにがの事
ひしそのおしき事をばぞせばうをいこゞとば
ぞをりあるはあるぞ。ぞをんさてあ
朝倉宮雄略天皇の世ゆゑ。呉國小使ゆゑ。書紀
ゆゑくうぶとりのそはゆゑ呉とゆゑのをてゆゑ

国立国会図書館　タイトル『馭戎慨言 2巻』 請求記号 837-29
ガラス使用

服織衣縫などあることくりかへしてそのもとを先きむとそこそこにそこなれさうふこなる
一語ゝゝゝゝてむつび結ぶむとの使ふはあしぞかく
ひとのついでふかの玉ゝゝゝゝ作でゝゝゝゝ津八宵市
むしてもがさゞいうまごのめしむく[illegible]
きさみどハゝゝゝゝ

北史に隋書に至て開皇二十年。倭王姓阿每。字多利思比孤。號阿輩雞弥。遣使詣闕。王妻號雞弥。名太子為利歌弥多弗利。大業三年。其王多利思比孤。遣使朝貢。其國書曰。日出處天子。致書日没處天子。無恙。帝覽不悅。謂鴻臚卿曰。蠻夷書。有無禮者。勿復以聞。明年上遣文林郎裴世清隋書無世字下同使倭國。度百濟行至竹島南望耽羅國。經都斯麻國。迥在大海中。又東至一支國。又至竹斯國。又東至秦王國。又經十餘國。達於海岸。自竹斯國以東。皆附庸於倭。倭王遣小德阿輩臺從數百人設儀仗。鳴鼓角來迎。後十日。又遣大禮哥多毘。後二百餘騎郊勞。既至彼都。其王與世清相見。大悅曰。我聞海西有大隋礼義之國。故遣朝貢。我夷人僻在海隅。不聞禮義。是以稽留境内。不即相見。今故清道飾館。以待大使。冀聞大國惟新之化。清答曰。皇帝德並二儀。澤流四海。以王慕化故。遣行人來此宣諭。既而引清就館。其後清遣人。謂其王曰。朝命既達。清即戒塗。於是設宴享。以遣清。復令使者隨清來。貢方物。此後遂絶。といふ。開皇とは。隋の文帝の年号。

国立国会図書館　タイトル『馭戎慨言 2巻』 請求記号 837-29
ガラス使用

小治田宮御字推古天皇の御代八年にあたる。き年倭王
遣使といへることあり。
皇朝の使ありしなり。その年八月に下ふるゝ。をべて上
の件のりゝくの書ごとふ。大隅宮のありまかどを
あらせることを乞ふ。あるひは韓人のけて。又西の
小くりの人のみぎりにいつるをきく。あるひは又り
この使ふるゝの年くに。ゑづゝ始せゝと。ゑゞ筑紫に
ゝり。西のうさゝをゝるのくゝに。をべてのさゝく
ゝゝき事をゝゝあゝゝくいつるあゝ。いづゝもみ
ゝるゝて。をがゝとゝゝ。ゝゝばゝゝに倭王の使と

いつるゝゝゝゝゝとゝ。ゝくハゝゝゝゝゝ

をぶらぶで。ぶで用明天皇亦曰(ヒ)具多利思比孤(ト)隋開
皇末(ツエ)始興(ト)中國(ト)通(ス)ちかすとうれそそ開皇といふ
ハらぶへまで。隋ものぶぶまで。唐ものぶぶまのぶ役ものぶぶ
して。唐ものぶぶまのぶ役ものぶぶを世しおと
むきとおぶぶぶそとバ。そのうえ渉ぶの古の役へと。ぶで
古紀ぶぶく。
小治田(ヲハリダ)ものぶぶ代の古役を。意ぶのぶむつじ(通)の後とハせしぶ。
さて大業ぶ。隋の煬帝が年号。その三年ハぶぶぶ国じ
ぶ代のすぶ年ぶて。ぶぶ役ぶまぶぶぶぶぶ妹子(イモコノイモ)臣と
ぶぶぶぶぶをいひて。

皇胤の大伴(オホトモ)ぶぶのぶぶめぶハぶぶ。ぶぶぶぶ隋の代ぶ
ぶぶを。古紀ぶ。遣(ツカヒ)於大唐(ニ)とぶぶぶぶぶぶハ。ぶぶ後かど
とおく隋ハぶぶぶく。書紀(エラバ)撰ぶぶぶかどハ。意の代
ぶぶぶぶぶぶ

事ことに紀よりてぞ。まことをしるしぶりなく。
ほりくもよりて。冠位十二階を作りて仕をやつしハ。
ふれ

息長帯姫尊（オキナガタラシヒメノミコト）乃代（ノヨ）にしるしぐひて。あのをとこと
のをとこざりて。姓、阿毎字多利思比孤（アメノアタリシヒコ）とハ。佛（イフ）りて天
足彦（タラシヒコ）とおのるしるべし。そもそも足彦（タラシヒコ）とも
次ハ。世くれ

天皇（オホミナ）の大名（オホナ）。ことこうしあまくく。ぞくのみぐりふ
ほくまぐれふ。天（アメ）とまいつるを。
天皇ハ伊仕とつるしんがるあるわきん。号（ス）阿輩雞弥（アハケヤ）とハ。

唐類函ハ。其國號（ス）阿輩雞弥（アハケヤ）華言、天皇也（ナリ）といつりを
るまばこるもこるもこるる。偽りていつるおぐし。ゆをる
れ出ふを。うとをまことのまこ（ミクニ）國の君とんゆおうし
ありし。その七年（ナヽとせ）をへく。大業三年に。まことの使
のまるしをりを。後されの国ぐ君の代世るぐ
とるしく。史官（ふみびと）のおしあくふ。されの名をあるしお
るゆあるべし。さてうれ帝（ミカド）ぞ玉ふ。開皇といへハ。佛法人
ちもぐ隋のゆを拾とうりきんを。隋書（ずいしょ）ものくし。
て志の定りて。ちるせるるべし。さて日出處天子（ひいづるところのてんし）と
ある詔書（みことのり）ハ。書紀ふハのせるまこざること。まことにさぞ

国立国会図書館　タイトル『馭戎慨言 2巻』 請求記号 837-29
ガラス使用

きゝん。ゆゑに。後の代のことどもをまでに出て。名
うをさ事し。そもく
天皇ゆうぐりなく尊くまし〳〵ます次ぎすパやはもうなれ
ど。まづ大倭国ハ。第の国をあまねくれ照し〳〵ます。
日ゆ大倭神の代ぶうして。天地の間に及ぶ恩をさ。やが
てその
大倭神の代をぞ。くふ伝へまして。天津日嗣とゆし
て。その国ゐろしめし。第代代まで。とうご孫
なこと伝しおんまし〳〵ませバ。ゆゑ〳〵とおくみ
どりふ多ぶりを。ゆうゆゑの王などの。を

てと及びなるべき物よりゆ。そうふをぞまそ。そる
くまし〳〵ゆゑで。ゆ〳〵ゆゑふ多ふまるど〳〵詔書ハ
んした。

天皇勅階國王などゝ彼をぞ。代度ゐまをしと。
天子とのくまへるハ。ゆやまひ敬くること。ゆうて
をさりき。ゆうゆゆゆ。ゆまうをゆうすぶ大ふ多
るふりて。ゆうへのゆゆをゆうぞ。ゆ。ゆうゆうゆる
らへるをふ〳〵あまバ。ゆう階ふまるどのさまひつ
パうんはパいとぐいうゆうゆうゆうぬべきをゆるふ
パふくのぞゆゆ事〳〵ゆまて。ゆうゆをゆ仕ゆまバ。

国立国会図書館　タイトル『馭戎慨言 2巻』　請求記号 837-29
ガラス使用

おがしくんをやゞるべきよしをかゝるこゝろばんをうつ
ぬもどゝ。此詔書よハ。假りに天子とあがまへ[illegible]の
ハさんことをとゝ。ぬべし。拙るをみかゆゝ[元]なく[礼]
とて。ようこゝざりしゝ。ゆくれてこゝろの小きを[チヒサ]乃
王どもの。あてゝひおぢつ。ゆてしくるふのこゝろ云
てゝおのもとよりハ

天皇ゝ[illegible]よおくゝゆゝくまゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

書とあり。せんぬる。清字の下ぶかくれるとおちて、脫
らしれがたし。隋書に。與清相見といひくだりに復令
使者隨清來とあるとぶ。此三つの清字をんまぶべて。その
ひごろのことをおもせるなり。脫
隋書にまふしたる。さて
天皇の御使のことばに云ふく。我夷人僻在海隅
云々あるとぶ。うしまきたくつを云ふ。日出處天子と
のたまひ清ふかしいと
天皇のかくはことの行べき地ばかの詔書とありひるがへるも
て。使のそうしとあるかどぶ。しそうつべし。

もべて出ゐと。清答曰。云くの国とぶ。ふるまひてうれ王が
妹ぶ。ざ言に。ものあくはくつ。ものくつ。ものくつ
をもまふしたるとぶ。さて此妹子臣。あるを
ものをまふしたる書をもてうしてをうしてうぐ人
百濟
をあるとうしてうしてうぐ。此かあるとうぐ。又うれ使裴世
清がもて来たる書ぶ。皇帝問倭皇。使人長吏大禮
蘇因高等至具懷朕欽羨寶命。臨御區宇。思弘德化。
覃被含靈。愛育之情。無隔遐迩。知皇介居海表。撫寧
民庶。境内安樂。風俗融和。深氣至誠。遠修朝貢。冊欵
之美。朕有嘉焉云々と書。此かのものくつ。ものくつ。妹子臣

国立国会図書館　タイトル『馭戎慨言 2巻』 請求記号 837-29
ガラス使用

別とかつ〻しまやゝ式小倭皇とゝせること
とうとぶ〻しゝを奈ゝをべてうあ玉を王をたゝすおごり
かゝひく〻ゝ多さとのハとでものまひとるとゝひをかう。
異ゞしゝ小乃者をハみでうふあるゞけりいやしゝそゝし
てうかやつこのゝくふあ〻しらふゝ。ひて。ゝまゞこ大野
天皇乃うゞうかく尊ゝまゝしゝ次ゞ中をハうゞるゞ必ゝ小。
式書ゝ紐ゝをゞく〻ゝとゝるゝ礼ゝまゝしゝわをすゝをハ皇とゝ中
ゞうゝとゝあゝいうゝるゞゞ。ゝまゞハゝれを経籍後傳記ゝ小。小治田
朝十二年。歳次甲子。是時國家書籍未多。爰遣小野
臣因高於隋國。買求書籍。兼聘隋天子。其書曰。日出

處天皇致書日没處天子。隋煬帝覽之不悅。猶怪其
意氣高遠。遣裴世清等十三人。送因高来觀國風。其
書曰。皇帝問倭王。聖德太子甚悪其黙。天子之號。為
倭王。而不賞其使。とあるゞまゝことゝりきんを。を紀ゝハ。
王とゝ上ゞ賊ゝゝゝるゝゝ式きゝゝひく。皇字ゝゝを改めて
のゝゝゝ

て。ゆべくらの傳暦ハ。ぐぐしのけくつまかしとおかく
て。うけごゝ。さてその九月ふ。ゆ役がまうかつる
をゞへて。又しゝと妹子臣を。ゆ出へ。ゆ。を度の
詔云ハ。東天皇敬白西皇帝使人鴻臚寺掌客裴世清
等至。久憶方解季秋薄冷。尊候何如。想清愈。此即如
常。云云。書化のまゝ。今ゆけゝ二度のゆさ
おゆひごの事を考ゝ。まゞをゞゆゆゆびつかし
し詔書を。ゆ王ゝんことを。今ゆ後ゝゆやかゝ
らんをゞをゝいゆゝいひつをゞ。ゆ役のゝつゝよ
ゆゞへゝやて役をゝてまつゝしゝハいふゞやゝゆ

後傳記ゝ。猶怪其意氣高遠とあるゝとゝゆゝ。
又号ゝ大隋の事ハ。さゆゞゝ。韓國のけそうど
ゝとゝゝゝゝく。ゆゝハいゞゞひつびまゝんとゝゝん
とゝすゞふゝきんゝ。又後伝ふゆ王が書ゝ。
倭王とゝゝの事を。皇太子がいゝくふゝと後ひゝ
とゝゝと。まゝとゝゝゝあゞゞさゝゞゝ。こかゝゝゝと
を天ゝとのゝまゝひゝゝゞふゝゝゝゝゝゝゝゝる
ゝ。ゝづゝゝ皇帝とゝのゝゝてゝゝうて
天皇をゝゝゝくゝと倭王おゞゞくゝおゝゝゝゝゝゝゝゝ

入まの人をさふあらぬ涙。かど(不知名分)もあらぬ中にざるをとき。きび
しく(詰責)とが先く。仗をとりそやふちひろへしてゝ。ろ
くゆむつびをゆちゆふ人をさらぐ。ふ。その書をと
うけいき給ひく。仗をゆ(接待)ちゝひゆひ。やゝ(びゝ)仗
をとけうしいふ。特うあ宝よのぞゝゆふ事めあるが
ちゆうしが有ゝ。ゆいうをばちさゝ(ゝ)ちのぞゝ。ろ
ゆべし。ゆゝ(ゝ)ちゝ化ふ。ゝこの仗。六月十四日(十二八)より雑波ふ
つさて。八月ニ日ふ京ふ入(ル)とあるとばおかよりて五十日ごく
ゆ。ゆゝづゝふ雑波ふゞめゝ。ゝ。ゝ。

ちんし。我を夷人僻在海隅。不聞禮義。是以稽留境内不即相見と。

天皇おのゝきましゝらるゝに。ことゝはれぬ事なれど。久しく非波ふでゝ。ものゝ罪をとくさんしらん。裴世清が出へゝく侍りしゝ。例のつゝきとこそ。さて後の度乃詔書ハ。日出處天子を。東天皇。日没處天子を。西皇帝と改め給りしハ。始のをゝ。対王が怪ざりしゝこゝの。ゆくゝるゝかゝ。又敬やまひのしゝ。さるど侍の王をゝ。ゝに。東帝とハのゝまハど。東ゝむ対へゝく西とのゝまひ。

いかゝとゝゝゝ。倭ゝと王せあゝゝゝ給ゝく。侍天皇とのゝまへゝゝ。王が書ゝ。倭王とゝゝるわやなさをゝゝゝ。それハゝゝゝ

837
4
29

國寶記に引きたる。あるふるくに引つ。くて妹
子臣ハ。まさにおうしの乃九月に。くてまたるさしは
ひ。ゆ。き度隋王ものしに。けるのハ。物よりて。ぶ。
又同じき。ゆ。廿二年六月小。犬上君(イヌカミノキミ)御田鍬(ミタスキヤタ)矢田部造(ヤタベノミヤツコ)
其を。りんろ。へ。ゆ。使に。ゆ。りて。廿三年七月に。
へて。ものき。

国立国会図書館　タイトル『馭戎慨言 2巻』 請求記号 837-29
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『馭戎慨言 2巻』 請求記号 837-29

ガラス使用